

社会福祉法人すくすくどろんこの会 自己評価及び外部評価の実施に関する要綱  
(埼玉県版)

(実施する評価の種類)

第1条 社会福祉法人すくすくどろんこの会（以下「当法人」という。）が埼玉県内にて設置運営する保育園および小規模保育施設（以下「各施設」という。）は、埼玉県児童福祉法施行条例第197条第1項及び第2項の規定に基づき、次に掲げる方法により業務の質の評価を実施する。

- (1)自己評価
- (2)外部評価

(自己評価の実施)

第2条 自己評価は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）、保育所保育指針解説書（平成30年2月厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課）及び保育所における自己評価ガイドライン（平成21年3月厚生労働省）の趣旨を踏まえて実施する。

(自己評価の定義及び目的)

第3条 自己評価は、保育士等の自己評価及び施設の自己評価とする。

2 保育士等の自己評価は、保育士等が保育の計画や保育の記録等を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善を行うことを目的とする。

3 施設の自己評価は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、各施設の保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表することを通して、保育の質を向上させることを目的とする。

(自己評価の実施時期)

第4条 自己評価は、毎年2月に実施するものとする。

2 当法人の理事長が必要と認めるときは、前項に定めるもののほか、臨時の自己評価を実施できるものとする。

(自己評価の項目)

第5条 自己評価は、第3条第2項に定める保育士等の自己評価及び同条第3項に定める保育園の自己評価について、それぞれ別表1及び2に掲げる項目を評価するものとする。

(施設の自己評価の結果の公表)

第6条 第3条第3項に定める施設の自己評価の結果は、次に掲げる方法により公表する。

- (1)園だより
- (2)当法人または各施設のウェブサイト

(外部評価の定義)

第6条 外部評価は、埼玉県福祉サービス第三者評価事業実施要綱（平成17年1月6日施行。以下「県要綱」という。）の規定による第三者評価とする。

(外部評価の受審頻度)

第7条 外部評価は、少なくとも3年に1回は受審するものとする。

(外部評価の結果の公表)

第8条 外部評価の結果は、県要綱の規定により公表する。

2 前項のほか、当園は外部評価の結果を第6条各号に掲げる方法により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。